

日本臨床細胞学会東海連合会規約

第1章 名称と事務局

- 第1条 本会は「日本臨床細胞学会東海連合会」と称する。
- 第2条 本会の所在地は岐阜県岐阜市柳戸1番1
岐阜大学医学部附属病院 病理部内とする。事務局も同様とする。

第2章 目的と事業

- 第3条 本会は東海三県（愛知・岐阜・三重）における臨床細胞学の進歩と普及をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1、 学術集会および例会の開催
 - 2、 その他本会の目的達成のため必要な事業

第3章 会員

- 第5条 本会の構成員は、「公益社団法人日本臨床細胞学会」に所属し、東海三県（愛知・岐阜・三重）の各県に在籍あるいは在住する「日本臨床細胞学会東海連合会」の会員をもって組織する。また、非会員で本会の学術集会ならび例会に参加するものを当日会員、講座・講習会および模擬試験に参加するものをジュニア会員とする。当日会員の参加料は請求し、ジュニア会員の登録料は請求しないものとする。
- 第6条 会員は、本会が開催する集会に関する通知を受け集会に出席して業績を発表し、発言することができる。
- 第7条 本会に多大な貢献をなしたものは、幹事会及び総会の決議に基づいて名誉会員に推薦されることがある。
- 第8条 本会の事業に寄付その他援助を与える団体または個人を賛助会員とすることができる。

第4章 役員

- 第9条 本会に下記の役員をおく。
- 会長 1名 幹事 若干名 監事 1名
- 第10条 会長は三県「公益社団法人日本臨床細胞学会」の会長の互選により選出し、幹事会の承認を経て総会に報告する。
- 第11条 会長は随時幹事会を招集し、本会に関する重要事項を協議し実行する。
- 第12条 会長の任期は2年とし再任を妨げない。ただし2期4年を超えないものとする。

る。幹事および監事は会長が委嘱する。幹事および監事の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、三県外への転勤および退職の場合は辞退するものとする。

第5章 会議の開催

第13条 本会は年1回の総会、学術集会と年3回の例会を開催する。学術集会展長及び例会展長は幹事会において決定する。

第14条 会長は、学術集会、例会以外に随時研修会などを開催することができる。

第15条 東海連合会総会の成立・承認は、総会の開催形式や出席者数に関係なく、出席者から反対意見が出なかった場合を承認とする。

第6章 会計

第16条 本会の経費は、会費・寄付金をもって充当する。尚、継続して2年以上会費を滞納し督促に応じないときは、会員の資格を喪失する。

第17条 「公益社団法人日本臨床細胞学会」名誉理事長、名誉会員、功労会員は会費を免除される。

第18条 本会の会計は振替口座での代表を含め事務局幹事が担当管理する。

第19条 本会の会計年度は毎年1月1日にはじまり、同年12月31日に終わる。

第7章 規約の変更

第20条 この規約の変更は幹事会の決定によって行われる。

付 則

(設立年月日) 本会の設立年月日は平成8年1月1日である。本規約も同日制定、施行。

平成17年1月1日 一部改訂。

平成19年1月1日 一部改訂。

平成23年9月8日 一部改訂。

平成24年1月4日 一部改訂。

平成25年4月1日 一部改訂。

平成27年4月1日 一部改訂。

平成28年9月1日 一部改訂。

平成31年3月2日 一部改訂。

令和3年4月1日 一部改訂。

令和5年4月1日 一部改訂。

令和6年4月1日 一部改訂。